

佐賀県告示第 228 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための介護機関として、介護予防支援事業を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 25 年 6 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 指定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人聖母の騎士会

所在地 佐賀市大和町大字久池井 1521 番地 2

(3) 事業所の名称及び所在地

名称 佐賀市大和地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

所在地 佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地

2 (1) 指定年月日 平成 25 年 3 月 1 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社弘正

所在地 鳥栖市儀徳町 2338 番地 1

(3) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランサービス南風

所在地 鳥栖市古賀町大字花ノ木 554 番地